

施設基準の院内掲示

1. 電子的診療情報連携体制整備加算3(初・再診料)の届出

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用できる体制を有しており、電子カルテ及び電子カルテ情報共有サービス等の導入並びにサイバーセキュリティ対策の推進等、医療機関間で情報連携し質の高い医療を提供するための国等が進める医療DXに係る体制を確保する医療機関として、電子的診療情報連携体制整備加算3の施設基準に適合し、届出を行っています。

2. 保険医療機関間の連携による病理診断の届出

保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準に適合し、届出を行っています。

3. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5の届出

保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善を実施することについて、施設基準に適合し、届出を行っています。

4. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)12の注5の届出

保険医療機関に勤務する職員の賃金のさらなる改善を必要とする場合において、賃金の改善を実施することについて、施設基準に適合し、届出を行っています。

5. 酸素及び窒素の価格の届出

当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の価格について、算出の基礎となった前年の1月から12月までの間に購入した酸素の対価及び購入した酸素の容積の届出を行っています。

以上の届出を行い、それぞれ九州厚生局長に受理されています。

保険医療機関 社会医療法人 三佼会 宮崎診療所

当院は保険医療機関の指定を受けています

令和8年6月1日現在